

学校体育施設開放時間短縮に伴う使用料の還付手続きについて
(令和3年4月20日以降)

4月16日付けで愛知県が「まん延防止等重点措置」の対象地域とすることが決定されたことを受け、本市では愛知県の対策を踏まえ、学校体育施設開放事業における施設の開放時間を令和3年4月20日(火)から午後9時までに短縮することとしました。それに伴い、午後9時をまたぐ利用区分の利用者を対象に、午後9時以降の時間数に応じた使用料を下記のとおり還付いたします。なお、利用をキャンセルする場合には、従来通り振替対応といたします。

<対象期間>

令和3年4月20日(火)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

<対象者>

午後9時をまたぐ利用区分の利用者であり、開放時間の短縮により午後9時以降に使用しなかったもの

<還付使用料>

施設名	通常の開閉終了時間	時間短縮による開閉終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後9時	150円/回
武道場	午後10時		50円/回

※校庭は本来の開閉時間(午後9時まで)のため、還付対象にはなりません。

※分割使用することができる体育館につきましては、その使用料に応じて還付いたします。

<申請手続き>

「(別紙1)学校体育施設開放事業施設使用料還付請求書(4月20日以降)」に必要事項を記入の上、「スポーツのまち」づくり課までご提出ください。

※複数回使用分のまとめた請求にご協力ください。

※提出後、請求書の内容と「使用許可申請書」の内容を確認させていただきます。

※請求書の申請者名と口座振込先が異なる場合には、委任状を併せてご提出ください。

<申請期間>

令和3年4月20日(火)から当面の間

<提出場所及び問い合わせ先>

豊橋市役所 西館3階 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課(郵送可)

TEL:0532-51-2864